

おのころ会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、関西総合リハビリテーション専門学校おのころ会と言う。

第2条 本会の事務局は関西総合リハビリテーション専門学校に設ける。

第3条 本会は会員相互の親睦と理学療法学・作業療法学・言語聴覚学の向上を計り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。

1. 会員名簿の作成
2. 会員の親睦
3. 会員相互の意見交換等、目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

第5条 本会会員は正会員・準会員・特別会員とする。

1. 正会員は関西総合リハビリテーション専門学校の卒業生であること。
2. 準会員は関西総合リハビリテーション専門学校の在校生であること。
3. 特別会員は理事会で承認された関西総合リハビリテーション専門学校に在籍する教職員であること。

第6条 準会員は終身会費として入学時に10,000円を徴収する。なお、既納の会費は返還しない。

第7条 会員は、本会の名誉を著しく損なわせたり、目的達成のための事業および行為に違反した場合は、理事会の審議の結果除名されることがある。

第3章 役 員

第8条 本会に次の役員を置き、会の運営を行う。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 1名
4. 理事 3名
5. 監査 1名

第9条 会長は、総会で正会員から選出する。

第10条 会長は、会を代表し会の運営を統括する。

第11条 副会長は、総会で正会員から選出する。

第12条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は職務を代行する。また、各種の議事録を保管し、その他の庶務をとりあつかう。

第13条 会計は、総会で正会員から選出する。

第14条 会計は、おのころ会の出納、予算、決算、その他会計に関する一般事務を取り扱う。

第15条 理事は、理学療法学科・作業療法学科・言語聴覚学科、それぞれ1名ずつを総会で正会員から選出する。

第16条 理事は理事会を組織し、会の運営に関して会長・副会長および会計とともに協議し会務を処理する。

第17条 監査は、総会で特別会員から選出し、本会の会計および事業を監査する。

第18条 監査は、理事会に出席し意見を述べる事ができる。

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第20条 本会役員はいずれも無給とする。ただし、必要あるときは手当を支給することができる。

第4章 理 事 会

第21条 理事会は会長が招集する。

第22条 理事会は会長が議長となる。

第23条 場合により、書面表決をもって理事会に代えることができる。

第24条 理事会は、議事の記録をとらなければならない。記録は副会長が行う。

第25条 理事会の議事は、出席役員の過半数で決める。ただし同数の場合は、議長が決める。

第5章 総 会

第26条 通常総会は、毎年1回、会長が招集する。

第27条 臨時総会は、会長および理事会が必要とするとき、または全会員の10分の1以上が開会請求したとき、開会する。

第28条 通常総会においては、次の事項を討議する。

1. 役員選出
2. 年度計画と予算案の審議
3. 会計会務、ならびに会計報告
4. 監査報告
5. 会則の変更審議
6. その他、会に関する事項の決定。

第29条 総会の決議は、出席会員の過半数できめる。

第6章 会 計

第30条 会計の経費は、会費その他の収入による。

第31条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、一部改正のうえ平成25年4月1日から施行する。